



三重県公報

平成29年12月15日（金）

第 2964 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
837	外国人住民国籍・地域別人口調査の実施	(ダイバーシティ社会推進課)	2
838	地方自治法施行令第158条第1項の規定による寄附金の収納事務の委託	(競技力向上対策課)	2
839	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治山林道課)	2
840	同伴	(同)	3
公 告			
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	3
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	3
	同伴	(同)	4
	建設業法の規定による営業の停止を命じた旨	(建設業課)	4
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(企業庁)	4

告 示

三重県告示第 837 号

外国人住民国籍・地域別人口調査を次のとおり実施します。

平成 29 年 12 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 調査の目的

三重県内の外国人住民数の状況を把握し、国際化推進施策及び多文化共生推進施策を進めるための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の基準となる期日

平成 29 年 12 月 31 日

3 調査対象者

平成 29 年 12 月 31 日現在で各市町の住民基本台帳に登録されている外国人住民

4 調査の報告者

全 29 市町の各担当課

5 調査の方法

調査票を郵送で配付し、郵送、電子メール又は F A X で回答

6 調査の主な内容

国籍・地域別人口

三重県告示第 838 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、寄附型クラウドファンディングを活用した吉田沙保里大賞表彰式に係る寄附金の収納事務を次のとおり委託しました。

平成 29 年 12 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 委託先

東京都千代田区麹町 1-4-4 2F L I F U L L H U B 内

株式会社 L I F U L L S o c i a l F u n d i n g

代表取締役 佐藤 大吾

2 委託期間

平成 29 年 11 月 27 日から平成 30 年 2 月 28 日まで

三重県告示第 839 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 12 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 保安林予定森林の所在場所

熊野市神川町神上字九瀬又 406 から 408 まで、五郷町桃崎字中峯 1817、飛鳥町野口字正傳 215、215 の 1、215 の 2、宇雨東谷 425 から 429 まで、431 の 2、435 の 1、字梅ヶ谷 501、501 の 1、字柿木峪 513、字ツキノ木原 518、519、519 の 1、543 から 545 まで、字登り坂 537 の 1、588 の 1、588 の 3、588 の 4、592、592 の 1、592 の 2、593、飛鳥町小阪字高更 1057 から 1059 まで、神川町柳谷字滝ノ峪 65、86、紀和町和気字下田長 8 の 3、13 の 1、13 の 2、17 から 20 まで、字ふヶ 22、23 の 1、23 の 2、23 の 4、24 の 2、24 の 4、25 の 1 から 25 の 3 まで、25 の 5

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 840 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 12 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市紀和町湯ノ口字小吹床屋峪 69 の 1
 - 2 保安林指定の目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、明和土地改良区から申請のありました土地改良事業（明和土地改良区維持管理事業）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 29 年 12 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 29 年 12 月 18 日から平成 30 年 1 月 19 日まで
- 3 縦覧の場所
明和町役場農水商工課（多気郡明和町大字馬之上 945）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量

を実施する旨、津市長から通知がありました。

平成 29 年 12 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成 29 年 9 月 19 日から平成 30 年 1 月 26 日まで
- 3 作業地域
津市垂水

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、菰野町長から通知がありました。

平成 29 年 12 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量・水準測量）
- 2 作業期間
平成 29 年 11 月 15 日から平成 30 年 3 月 30 日まで
- 3 作業地域
三重郡菰野町大字田光

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定により、下記の業者に営業の停止を命じたので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成 29 年 12 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 処分をした年月日
平成 29 年 12 月 7 日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名及び営業所の所在地
株式会社イレクト伊勢 代表取締役 阿形 幸信
住 所 三重県伊勢市二見町茶屋 421-2
- 3 処分の内容
建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
電気工業に関する営業のうち、公共工事に係るもの
 - (2) 停止を命ずる期間
平成 29 年 12 月 21 日から同月 27 日までの 7 日間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社イレクト伊勢の前代表取締役である会長と元取締役は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反により、津簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。
このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年三重県企業庁管理規程第 9 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 29 年 12 月 15 日

三重県企業庁長 山 神 秀 次

1 入札に付する事項

(1) 業務名

平成 29 年度 ご発 第 1-分 0003 号 三重ごみ固形燃料発電所 R D F 焼却・発電施設定期点検整備業務

(2) 業務の特質等

業務に関し、三重県企業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

調達説明書（仕様書）は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）内の入札情報サービスシステム（物件調達）から入手することができます。

(3) 履行期間

平成 30 年 3 月 15 日（木）から平成 31 年 3 月 14 日（木）とします（契約締結日から平成 30 年 3 月 14 日（水）までを準備期間とし、この期間に受注者は業務内容を習熟するとともに、発注者の責に基づく業務の引継ぎを受けるものとします。）。

(4) 業務履行場所

三重県桑名市多度町力尾地内

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

ウ 共同企業体（自主結成とします。）として参加する場合は、三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所運転等管理業務委託等に係る共同企業体取扱要綱（以下「共同企業体取扱要綱」といいます。）に基づき結成したものであること。また、共同企業体の構成員全てが調達システムの登録確認を受けていること。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 共同企業体での参加の場合は、構成員の全てがアからウまでに該当していること。

オ 単独又は共同企業体の構成員（出資比率が 20%以上のものに限り、以下同じ。）である元請として、平成 14 年度以降に完成し、かつ、引渡しが進んでいる本業務と同種業務の履行実績を資料提出日において有すること。

なお、「本業務と同種業務」とは、汽力を原動力とする火力発電施設又は一般廃棄物処理施設（焼却施設に限ります。）におけるボイラー設備の新設、増設、改良、取替、修繕又は点検（目視のみによる点検は除きます。）の実績をいいます。

なお、共同企業体での参加の場合は、構成員のいずれかが実施実績を有していれば足りるものとしますが、共同企業体の構成員が個々に有する実施実績年数を合計することはできません。

また、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する事業者にあつては、我が国における実績とします。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、4(1)アの申請書を提出するまでに 5(3)に掲げる調達システム担当部局に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」といいます。）を行い、登録確認を受けてください。

なお、本件入札は特定調達（W T O）案件であるため、書面により参加する場合の利用登録申請については、電子証明書（I C カード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者及び落札候補者に求められる義務
- (1) 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、アに掲げる申請書を平成 30 年 1 月 15 日（月）15 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出しなければなりません。
- なお、共同企業体として入札に参加する場合は、上記アの申請書に代えてイに掲げる書類を平成 30 年 1 月 10 日（水）16 時までに書面により 5(1)の場所に提出してください。共同企業体により参加する場合は、代表者以外の構成員は、共同企業体の代表者に入札に関する一切の権限を委任することとします。
- ア 三重県企業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請書
- イ 共同企業体にあっては、共同企業体取扱要綱第 11 条に基づく次の書類
- (ア) 特定共同企業体入札参加資格審査申請書
- (イ) 特定共同企業体協定書（写し）
- (ウ) 使用印鑑届
- (エ) 委任状
- (2) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した入札金額内訳書の提出を求めます。
- (3) 落札候補者にあっては、アからウまでに掲げる書類を平成 30 年 2 月 2 日（金）12 時までに 5(1)の場所に提出してください。
- ア 実施実績を証明する書類
- イ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額がない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの。）の写し
- ウ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 上記(1)から(3)までの書類について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- なお、期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。また、開札後に参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
- 〒511-0125 三重県桑名市多度町力尾
三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所 担当 鈴木
電話 0594-32-3468 ファクシミリ 0594-32-3469
- (2) 契約条項を示す場所
- (1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局
- 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
- 本公告日から平成 30 年 1 月 29 日（月）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
- 平成 30 年 1 月 17 日（水）までに通知します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
- ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
- 入札参加資格確認結果の通知の日から平成 30 年 1 月 30 日（火）10 時まで
入札書と合わせて入札金額内訳書を調達システムより提出してください。
- イ 書面による入札の場合は、調達説明書（仕様書）の入札書と入札金額内訳書を一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、東員笹尾郵便局留めで郵送してください。
- 提出締切日時 平成 30 年 1 月 30 日（火）10 時
- なお、入札書は平成 30 年 1 月 22 日（月）から同月 30 日（火）10 時までの間に到着するように郵送してください。
- 送付先 住 所 〒511-0232 三重県員弁郡東員町笹尾東 2-31-2

宛先 東員笹尾郵便局留め

受取人 三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所

案件名 三重ごみ固形燃料発電所 R D F 焼却・発電施設定期点検整備業務 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 30 年 1 月 30 日 (火) 10 時 30 分

場所 (1)に同じです。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県企業庁会計規程（平成 19 年三重県企業庁管理規程第 4 号。以下「規程」といいます。）第 158 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、規程第 166 条第 2 項に規定する有価証券等又は金融機関等との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上となります。

(ア) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）

(イ) 三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所運転等管理業務委託等における低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格に満たない額で契約するとき。

また、規程第 166 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第 166 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

エ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第 162 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理

手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :
Periodic Inspection and Maintenance of Refuse Derived Fuel Incineration and Power Generation Facility
- (2) Bid Submission Deadline :
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Tuesday, January 30, 2018.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, January 22, 2018 and 10:00 A.M. on Tuesday, January 30, 2018.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:30 A.M. on Tuesday, January 30, 2018.
- (4) Managing Authority :
Mie Refuse Derived Fuel Power Plant Office, Mie Prefecture Public Utilities Agency
Chikarao, Tado-Cho, Kuwana city, Mie, 511-0125, Japan
TEL: 0594-32-3468
- (5) Applications must be made in Japanese.

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
